

令和4年第1回臨時会会議録

令和4年5月30日

柏羽藤環境事業組合

令和4年柏羽藤環境事業組合議会

第1回臨時会議事日程

令和4年5月30日
午後1時30分開議

- | | | |
|-------|-------------|---|
| 日程第1 | 議員の異動報告について | |
| 日程第2 | 議席の指定 | |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第4 | 会期の決定 | |
| 日程第5 | 副議長の選挙について | |
| 日程第6 | 報告第1号 | 専決処分報告について
令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 報告第2号 | 令和3年度柏羽藤環境事業組合繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第8 | 議案第3号 | 工事請負契約締結の件について |
| 日程第9 | 議案第4号 | 柏羽藤環境事業組合個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第5号 | 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第6号 | 柏羽藤環境事業組合余熱利用施設設置条例を廃止する条例について |

13時30分～15時11分

出席議員

1番 國下 尊央 君	2番 河井 計実 君	3番 大坪 正尚 君
4番 百谷 孝浩 君	5番 榊田 和之 君	6番 江村 淳 君
7番 瀬川 覚 君	8番 片山 敬子 君	9番 通堂 義弘 君
10番 田仲 基一 君	11番 大木 留美 君	12番 乾 一 君
13番 岡本 光 君	14番 金銅 宏親 君	15番 鶴田 将良 君

説明の為、出席した者の職氏名

管理者 山入端 創 副管理者 冨宅 正浩 副管理者 岡田 一樹
会計管理者 田中 安紀 事務局長 八幡 公一郎 事務局次長 門谷 陽介
総務課長 岸 靖久 クリーンセンター所長 吉川 博
芝山衛生センター所長 石井 基悦

事務局出席者

端山 雅之

会議録署名議員

2番 河井 計実 君 3番 大坪 正尚 君

議長（乾一君）

ただ今から令和4年柏羽藤環境事業組合議会第1回臨時会を開会いたします。臨時会の開会にあたり管理者よりご挨拶を受けます。

山入端管理者。

管理者（山入端創君）

はい。皆さんこんにちは、山入端でございます。本日は令和4年の第1回臨時会を開催をさせていただきまして誠にありがとうございます。

組合議員各位並びに理事者各位には公私何かとご多用のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

冒頭にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。現在、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は落ち着きを見せておりますが、安易に楽観視出来る状況ではございません。

当組合といたしましても、ごみ処理、し尿処理を行うにあたり職務の中で感染することが無いように、職員には感染防止対策の徹底を図っており、また市民生活の基盤を担う重要な責務を果たせる為、引き続き安全、安心を念頭においた施設の運営に努めて参りたいと思っております。

さて、本臨時会に提出されております案件は令和3年度の一般会計補正予算の専決処分報告を始め、工事請負契約締結案件、条例の一部改正及び廃止の案件となっております。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

議長（乾一君）

日程第1、議員の異動報告について、事務局長に報告させます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。それではご報告申し上げます。提出資料及び議案書の1ページをお願いいたします。藤井寺市議会の役員改選によりまして当組合議員に次のとおり

異動がございましたので、ご報告を申し上げます。令和4年5月30日、柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

新たに組合議員となられましたのは國下尊央議員、片山敬子議員、岡本光議員でございます。退任されましたのは花崎由貴子議員、伊藤政一議員、畑謙太郎議員でございます。選出年月日は令和4年5月18日でございます。以上でございます。

議長（乾一君）

日程第2、議席の指定をおこないます。

今回、藤井寺市議会の役員改選に伴いまして、藤井寺市の選出議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

國下尊央議員は1番、河井計実議員は2番、瀬川党議員は7番、片山敬子議員は8番、岡本光議員は13番といたします。

日程第3、会議録署名議員の指名をおこないます。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により議長において、2番河井計実議員及び3番大坪正尚議員を指名いたします。

次に会期の決定でございます。

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（乾一君）

ご異議なしと認めます。

よって今期臨時会は、本日1日間といたします。

日程第5、副議長の選挙をおこないます。

ここで暫時休憩といたします。

(休憩) 13:34

(再開) 13:36

議長(乾一君)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5、副議長の選挙をおこないます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名
推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(乾一君)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によるものと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長から指名をさせていただきたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(乾一君)

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。副議長に岡本光議員を指名

いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました岡本光議員を副議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(乾一君)

ご異議なしと認めます。

よってただ今指名いたしました岡本光議員が副議長に当選されました。岡本光議員より副議長就任の挨拶をお受けいたします。

副議長(岡本光君)

ただ今、ご指名いただきました岡本でございます。今後はですね議長の一助となりますように、そして皆様方のご協力を得まして柏羽藤環境事業組合議会がスムーズに円滑に進んで参りますように努力して参りますので、また皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。

議長(乾一君)

日程第6、報告第1号、令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第3号の専決処分報告についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

岸総務課長。

総務課長(岸靖久君)

はい。それでは報告第1号、専決処分報告についてご説明申し上げます。議

案書の4ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第3号を、令和4年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。令和4年5月30日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。恐れ入ります。次のページに専決処分書を添付してございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、専決処分事項の令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。補正予算書第3号の3ページをお開き願います。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の補正額は、15万5千円を増額するもので、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ27億628万7千円とするものでございます。補正内容につきましては4ページ、5ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載させていただいております。恐れ入ります。14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で補正額21万9千円を増額させていただいております。節3職員手当等で同額を追加させていただいております。これは、令和2年度採用の総務課所属職員が一身上の都合により令和4年3月31日付で退職したことによる増額でございます。款3衛生費、項1清掃費、目2ごみ処理費で補正額6万4千円を減額させていただいております。節18負担金補助及び交付金で同額を更正させていただいております。これは、事業費の最終確定に伴い、大阪湾広域臨海環境整備事業負担金6万4千円を減額するものでございます。恐れ入ります。12ページ、13ページにお戻り願います。

歳入でございます。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1関係市分担金、3万7千円の増額でございます。尚、説明欄に構成三市毎の分担金の内訳を記載しております。

次に、款4繰入金、項1基金繰入金、目1退職手当基金繰入金で21万8千円を増額させていただいております。

続きまして、款7組合債、項1組合債、目1清掃債、節8フェニックス整備事業債で10万円を減額させていただいております。先程、ごみ処理費の負担金補助及び交付金のところで申し上げました事業費確定に伴い、組合債も10万円減額するものでございます。

続きまして、再度6ページ、7ページへお戻り願います。第2表、地方債の補正につきましては、フェニックス整備事業債の限度額を180万円に変更させていただいております。以上が令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正

予算第3号の内容でございます。よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（乾一君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

それでは質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、これを承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（乾一君）

ご異議なしと認めます。

よって報告第1号、令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第3号の専決処分報告については、これを承認することに決しました。

日程第7、報告第2号、令和3年度柏羽藤環境事業組合繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

岸総務課長。

総務課長（岸靖久君）

はい。それでは報告第2号、令和3年度柏羽藤環境事業組合繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。議案書の6ページをお開き願います。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度柏羽藤環境事業組合繰越明許費繰越計算書を次のとおりご報告申し上げます。令和4年5月30日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。恐れ入ります。次のペー

ジに柏羽藤環境事業組合繰越明許費繰越計算書を添付してございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、令和3年度柏羽藤環境事業組合繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。これは、先の第1回定例会で決定していただきました令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第2号で、令和4年度へ繰越明許費の、繰越明許の議決をいただきましたことから、繰越した内容をご報告申し上げますのでございます。款3衛生費、項1清掃費、事業名は、林道信貴大平寺線整備事業負担金、金額1億5,106万円で、実際に繰り越す翌年度繰越額は9,863万円となっております。また、財源内訳といたしましては、すべて、一般財源でございます。

以上が、令和3年度柏羽藤環境事業組合繰越明許費繰越計算書の内容でございます。よろしくご審議ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

議長（乾一君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ありませんか。

それでは質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、これを承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（乾一君）

ご異議なしと認めます。

よって報告第2号、令和3年度柏羽藤環境事業組合繰越明許費繰越計算書の報告については、これを承認することに決しました。

日程第8、議案第3号、工事請負契約締結の件についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程いただきました議案第3号についてご説明申し上げます。議案書の7ページをお願い申し上げます。

議案第3号、工事請負契約締結の件について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。令和4年5月30日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

契約の目的、金属選別装置更新工事。契約の方法、随意契約。契約金額、2億5,080万円。契約の相手方、大阪府大阪市北区曾根崎2丁目12番7号、川崎重工業株式会社関西支社支社長、河合宗一。

工事の内容でございますが、金属選別装置は、焼却炉より搬出された焼却灰中の鉄類を選別し、焼却灰を灰ピットへ排出する機器でございます。当該機器は、経年使用により選別装置の劣化、変形、腐食によるコンベアの穴あき等が見られ更新工事を行うものでございます。

このことから、焼却炉は3炉設置されておりますので、損傷の激しい焼却炉より3号炉、2号炉、1号炉の順で3ヶ年の事業計画を予定しております。契約については、随意契約になっておりますが、予算計上させていただく段階で私共が契約しておりますコンサル業者に見積りの妥当性を精査していただいております。そして契約時には、さらに交渉を重ねまして、予算要求時よりも減額して契約をさせていただいております。

次のページ以降に見積調書、ごみ処理施設系統図、金属選別装置更新工事施工範囲図を添付してございますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

尚、本件の工期は、令和3年3月22日までを予定しております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

事務局長（八幡公一郎君）

議長。

議長（乾一君）

はい。八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

恐れ入ります。今、門谷次長の説明の中で、本件の工期を令和3年3月22日までと申し上げたように思いますが、これは令和7年3月22日までの間違いでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（乾一君）

はい。説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（乾一君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号、工事請負契約締結の件については原案どおり可決することに決しました。

日程第9、議案第4号、柏羽藤環境事業組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程いただきました議案第4号についてご説明申し上げます。議案書の11ページをお願い申し上げます。

議案第4号、柏羽藤環境事業組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。柏羽藤環境事業組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。令和4年5月30日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

制定理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第2条により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が廃止されることに伴い、条例中のそれぞれの法律の引用部分について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、次の12ページをお願いいたします。柏羽藤環境事業組合個人情報保護条例（平成31年柏羽藤環境事業組合条例第2号）の一部を次のように改正する。第2条第1号イ中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項」に改め、同条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条に掲げる」を「個人情報保護法第2条第9項に規定する」に改め、同条第11号中「行政機関個人情報保護法第2条第4項」を「個人情報保護法第2条第3項」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものとしております。尚、13ページに新旧対照表を添付してございます。ご参照の程よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第4号の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（乾一君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（乾一君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号、柏羽藤環境事業組合個人情報保護条例の一部改正については、原案どおり可決することに決しました。

日程第10、議案第5号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程いただきました議案第5号についてご説明申し上げます。議案書の14ページをお願い申し上げます。

議案第5号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。令和4年5月30日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

制定理由といたしまして、令和3年人事院勧告により、国家公務員の給与等を定めた一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正案が国会で可決、成立したことを踏まえ、情勢適用の原則に則り、国に準じた改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、次の15ページをお願いいたします。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年柏羽藤環境事業組合条例第5号）の一部を次のように改正する。第6条第3項中「100分の127.5」

を「100分の120」に改める。附則、この条例は、公布の日から施行するものとしたしております。尚、16ページに新旧対照表を添付してございます。ご参照の程よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第5号の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（乾一君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

はい。瀬川議員。

瀬川覚君

1点だけ確認させてください。あの国に準じた改正ということなんですけれども、より詳しく言いますと本組合はね、構成三市のうちの何市に準じているということになりますでしょうか。

議長（乾一君）

門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

それは瀬川先生がおっしゃっているのは一般職の給与のことでしょうか、一般職に関しましては私共は柏原市に準じております。会計年度任用職員につきましては独自で条例を持っております。

議長（乾一君）

よろしいですか。

瀬川覚君

はい。

議長（乾一君）

はい。他に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（乾一君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することに決しました。

日程第11、議案第6号、柏羽藤環境事業組合余熱利用施設設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程いただきました議案第6号についてご説明申し上げます。議案書の17ページをお願い申し上げます。

議案第6号、柏羽藤環境事業組合余熱利用施設設置条例を廃止する条例の制

定についてでございます。柏羽藤環境事業組合余熱利用施設設置条例を廃止する条例を次のように制定する。令和4年5月30日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

制定理由といたしまして、この余熱利用施設クリーンピア21は、平成10年に建設され23年が経過し老朽化が進んでおりまして、ここ数年は度重なる維持補修費等で支出が増えてきております。今後も継続するためには大規模な改修工事が必要な状況で、多額の費用がかかること、また利用者数も年々減少しておりますことから、収入の確保がかなり厳しい状況になってきておりますことを、令和3年10月から組合議員の皆様説明をさせていただき、2回の全員協議会を経て、令和4年2月2日に開催されました柏羽藤環境事業組合議会第1回定例会において、令和4年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算案が大規模改修工事費を含まない予算でご承認いただいた経緯がございますので、今回、柏羽藤環境事業組合クリーンセンターの余熱を利用し運営を行っているクリーンピア21を、令和5年3月31日をもって閉館することにつきまして、設置条例の廃止をお願いするものでございます。

改正内容といたしまして、次の18ページをお願いいたします。柏羽藤環境事業組合余熱利用施設設置条例（平成10年柏羽藤環境事業組合条例第3号）は、廃止する。附則、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第6号の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（乾一君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

はい。瀬川議員。

瀬川覚君

はい。ただ今上程されております議案第6号、柏羽藤環境事業組合余熱利用施設設置条例を廃止する条例について、4つの角度からお尋ねします。

1点目はまあ根本的な観点になるんですけれども、三市市民の大切な健康増

進施設を市民へのまともな説明なしに、余りに拙速に廃止を決めて良いのかと、まあ廃止の根拠としての工事費用負担は施設内容、規模ね、内容から考えて当初より分かってきたことであり、計画的に実施する義務と責任を事業体として果たしていないだけではないかと、まあ焼却施設建て替え予定地であり、然るべき時期が来れば廃止となるのは当然としても、まだその時期まであと5、6年は運用可能であること、そもそも焼却施設建設計画自体、現在決まっていないことなどなどまあ総合的に判断して、今議会で廃止を決めるべきではないかという観点です。

まあこの間クリーンピア21の存続を求める市民の会の皆さんから、クリーンピア21を続けて欲しいと、様々な訴えをお聞きしています。短期間の間に5,000筆を超える署名を集められたとお聞きしております。その多くが今年度に入ってからのことで、まあ昨年度末に先程もご説明いただきましたけれども、各市議会で令和4年度予算が可決して、つまり事実上クリーンピア21の廃止が組合議会はもちろん、組合構成市三市の議会で予算上認められた後です、即ち廃止のレールが敷かれた後のことであることを考えると、まあ今回の決定がいかに市民、利用者の声をまともに聞かずに突き進んでいるか、本組合議会はもちろん、三市議会議員にとっても急ぎすぎる判断を求められてきたかは明かだと思えます。廃止条例が上程されている中での議論になりますので、まああれなんです、今一度ね令和4年度末で廃止するしか道はないのかしっかりと精査する必要があると思えますが如何でしょうか。

まあ先程事実上廃止の方針が三構成市議会で了承されたと述べましたが、地方自治体として決定付けるのは本廃止条例であるので、本条例に基本的に賛成の立場であっても検証すべき点がある、市民に対する説明責任が不十分である、まあそう思われた方は是非反対していただきたいですし、管理者におかれては是非撤回していただきたいと思えます。再度冒頭私が述べた観点で再検討すべきかと考えますが如何か、まあこれが1点目になります。

2点目です。まあ今日はですね、あの実際どうなのかちょっとお尋ねしていないんですけれども、少しでも情報が欲しいとですね、市民の皆さんが傍聴に来ていただいているという風にはお聞きしているんです。多くの市民の皆さんにとっては情報収集の手段そのものがね、分かりにくい中でですね傍聴に来ていただいているというのは本当に頭が下がる思いなんです。

まあそこで2点目としてですね、改めてですよ先程もご説明ありましたように組合議会議員、或いは三市の議員にはもちろん説明いただいています。説明いただいているんですが、対市民に対する説明ということも含めて、改めて開閉屋根の補修工事をしなければ令和5年度以降プールを運営し続けることは困難、或いは危険である理由について詳しくお聞かせください。その際開閉屋根

の運用について現在どのように運用しているのか、実際ね運用しているのかについてもお聞かせいただければ分かりやすいと思いますので、よろしく願います。これが2点目になります。

続いて3点目です。まあこの夏ですね、是非改めて検証して欲しいことなんですが、その開閉屋根の開け閉めを行わずとも温水プールの利用をすることが不可能と、これはもう聞いています。これも先程おっしゃられましたように聞いておりますが、そのことをですね実際に、まあ例えば温度がね、どういう風に上昇していったのかとか、そういうことも含めて数字で示す温度の記録などがありますでしょうか。

例えば、前の日が雨の場合ですね、まあ開閉屋根を少し開けるのを控えるということも聞いております。まあその雨の翌日ですね、気温がぐんぐん上がってね、屋根を開けていないことによって途中でプールの運営を中止せざるを得なくなったというようなことがあったのかとかね、まあそういったことについても含めてですね、あの少し開けているとして安全面を考えて、温度の記録というものを録っているかと思うんですが、ぎりぎりの温度まで上がったとかね、そういったことも含めて状況の記録などね残っていましたら、是非お聞かせいただきたいなということです。まあこれが3点目でございます。

最後にですね、もしまあ工事を行わないといけないと、続けるのであればね、そういうことで且つ開けないと、もうどうしても使えないというのであれば、夏の間だけプールを止めて、つまり屋外プールとは逆の発想ですね、屋外プールは冬の間使えませんから、夏の間しか使えない訳ですが、屋内プールを夏以外で、夏は使えないと、夏以外で使えるという形での運用という形で、クリーンピア21を続けるという選択肢は、まあ技術的に可能なのかとか、まあこの点についてお聞かせいただきたいと思います。以上4点よろしく願います。

議長（乾一君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。まず1点目がここまでの展開が急過ぎると、令和4年度で絶対に閉鎖しなければいけないのかということにつきましては、まあ再度検討をすべきで

ないかというような趣旨のことを1点目におっしゃられたかと思います。これにつきましては、まあ現在に至るまで、2回の全員協議会を経て協議をいただきまして、令和4年度予算案の審議に際しましては大規模改修工事費を含まない予算で可決いただいたら、次の議会で条例案を上程させていただくと申し上げておりましたので、今回上程させていただいたということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

次に屋根を開けずに運営出来ないものか、また屋根を閉じた状態でまあ気温が、温度が、失礼しました気温ではございません、室温ですね。

瀬川覚君

その前に改めて工事をしなければ5年度以降は危険だという理由について、やはり詳しくお聞かせいただきたいと思います、改めてね。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。失礼しました。その部分が少し私の控えたメモから抜けていたようでございます。屋根の工事をどうしてもしなければいけないというのは、もちろん、これはもうそもそもが屋根が開閉するという状態で設計されておりますもので、室温の問題もございまして、また天井部の硝子のメンテナンスの為に屋根が可動することがどうしても必要でございます。と言いますのは、まあ非常に特徴的な構造ではありますけれども、プールの上の面が硝子の構造になっておりまして、まあその部分が開閉する訳でございます。けれども、このメンテナンスをする為には点検歩廊がどうしても、その傷んでいる硝子の上に移動させる必要がございますので、それに屋根の開閉が伴います。そういうことですので、屋根の開閉をせずに今後それも使っていくということは、非常に硝子のメンテナンスが出来なくなるということですので、危険を伴います。下にいらっしゃる方がほとんど裸足、素足の状態でございますので、やはり硝子の破片等が室内に落ちると非常に危険なことがございますので、室温の問題と合わせて硝子のメンテナンスの問題がございます。それと老朽化により部品等の脱落と、まあそういった危険なことがあってもいけませんので、どうしても継続した屋根の使用には改修工事が必要という風に考えております。

数値的なことですが、プールの室内ですね非常に大きな室内空間ではございますが、ここを、プールをオープンしている時間帯は2時間おきに室温

を計測しておりまして、夏場屋根の開閉とか他のドアの解放、まあ色んな換気、そういった複合的なこと全て行いまして、室温が38度もしくは38.5度という記録もございましたが、まあ7月、8月、9月という暑い時期になりますと室温が37度、38度という日がございますので、これでまたその換気も、屋根を解放しての大きな換気も出来ないということになりますと、熱中症等の危険もございますので、そういう意味でも数値から見ましても、やはりこれはもう屋根の解放機能というのは必ず必要なものという風に考えております。

それとあとまあ季節を区切った運営ということでございますが、1つはフィットネスの方がこれはあくまでうちが場所をお貸しして、そこでフィットネスをやっておられる会社があるということではございますが、フィットネスの会員さんというのが結局の所、一番繰り返しこの施設を使われる訳で、まあそういったことを考えますと、フィットネスの方でプールが使えないということになればちょっと条件が変わって参りますので、そういった意味でかなり条件的に厳しいという風に考えます。

次に私共の委託しております監視業務と、そういったものの委託契約にも非常に影響を与えるものという風に考えますので、やはり季節を区切った運営というのはかなり困難で難しく、事実上はちょっと無理という風に考えております。以上でございます。

議長（乾一君）

瀬川議員。

瀬川覚君

はい。ありがとうございます。それでは再質問を行います。まず1点目のその市民の声を尊重し、今一度総合的に検証すべきではないかという点について、まあご答弁いただいたんですが、そのこれまでの経緯などの話を再度繰り返しお話しただいたことが中心だったと思います。

ただその今の説明でね、これまでの経緯を誠実に振り返りますと、正に市民の皆さんにまともに説明していないからこそ、まあ今年度4月に入ってからですよ、クリーンピア21を廃止しないで欲しいという声が挙がっていると、先程もご紹介しましたが5,000筆を超える署名が短い間に集められているという事実がある訳です。まあそのことについて私がお尋ねしている訳なんです、

ご回答ありませんでした。あのこれはですね、その何処に原因があるものなのかなと考えた時に、そのホームページにね次のような説明があるのを見てある意味腑に落ちるものがありました。

ホームページには次のように記されております。「当施設は、前方後円墳をモチーフとした建物の中に、温水プールの外トレーニングルーム、浴室、大広間等を併設し、市民相互のふれあい、コミュニケーションづくりの場として市民の皆様にご利用いただいておりますが、設置後23年を経過し抜本的な老朽化対策が必要になりました。」まあまあその通りなんです、「修繕費が約3億円という莫大な費用が必要であり」次なんです、「利用者一人1回利用ごとに換算しましたところ約6,800円の負担となり、令和2年度の経常経費を合わせて考えると約8,800円の負担となります。また、利用者数も年々減少しておりますことから」まあこれはその通りなんです、「令和4年2月2日に開催されました柏羽藤環境事業組合議会での議論を経て、令和5年3月31日をもちまして閉館する方向で予算編成をとりまとめましたことをご報告いたします。」途中なんですけどね、このこれを読んでまず感じることは本当にね市民も利用者も第三者のお客さんの扱いですね、これは根本的に間違ってると思うんですよ。あの地方自治の主人公なんです市民が、その市民が置いてけぼりをくらっていると云わなければならないと思います。とりわけね言葉はきついですけど不誠実だと考えるのは、経常経費と修繕費を合わせて利用者一人1回利用ごとに、わざわざ換算していることなんです。あのクリーンピア21は利益を上げる為に企業が投資をして運営されている民間施設ではありません。大切な市民の税金によって建てられた健康増進施設であり、市民の財産です。もちろんそのことを否定する方はこの中にはいらっしゃらないと思っておりますし、実際いらっしゃらないですが、ただね、よくよく考えて欲しいんですが、警察や消防が赤字だから経費節減の為、縮小しようとか止めましようとか言う人なんかいないと思うんですよ、にも関わらずまるでこのクリーンピア21が利用者負担によって税金を投入しなくても済むようにしなくてはならないかのような論法をねもってきたり、市民の間に利用者負担と市民負担の体質的変換を振り替えれないような説明をするというのは、本当にね私は不誠実だと思うんです。しかもねこれ1年でペイする計算で割ってるんですよ、ちょっと有り得ない、それはいくら何でも無茶でしょうと、その立場に立つ人にとっても無茶でしょうというような説明なんですよ、ですのですねこれはちょっと良くない。

冒頭に申し上げましたように焼却施設建て替え地としての役割を發揮するまで、まだ計画が無い以上、最短でも5、6年の猶予があるんですから、通常通りね工事を行って施設運営を続けるのが筋だと思うんです。温水プールですか

ら一市だけでは運営するのはよっぽど税収入が豊かでないと出来ない訳で、三市の共同運営だからこそ可能なんですよね、まあぎりぎり。費用対効果で言っても非常に合理的なんですよそれが、私は藤井寺市議会選出の組合議会議員ですので、本組合構成三市のうちの一市である藤井寺市独自の課題と言いますかね、申し上げて恐縮になるんですが、藤井寺市では公共施設再編の過程でね市民プールを廃止する方針が検討されており、その際クリーンピア21があるから、そこへの交通手段の利便性を向上することで、合わせて考えようというような議論がですね、公共施設整備検討委員会の中でされている位なんです。まあそういう過程も考えるとね、あの何れにしてもご判断はされたんですけど、組合議会としても、三市の議会としても議員の立場からね、ただ費用対効果を判断するのは市民だと思うんです。事実上方向性を決めてからね市民に報告するのではなくて、市民の声をしっかり聞いてから判断すべきだと思うんです。まあ長くなって恐縮ですが再度、今一度再考することは出来ないかということをお願いいたします。あのこれが最後の質問になりますから、再質問は最後ですから。

続いてなんですが、2点目以降のことについては、要するに工事は絶対必要だと、まあメンテナンスしないといけないからと、硝子が実際ね落ちてきたらえらいことですし、実際に天井、側面もそうですし硝子のメンテも絶対必要ですから工事をしない訳にはいかないんだということの説明は良く分かりました。それで夏だけ、私がね聞いた話というか今お聞きしてね思ったのは、メンテナンスの為に工事をしなければならぬのであれば、工事をせずにね夏だけ開けるといふ訳にはいかないと、要するに冬も運営している時に硝子が落ちてきたらあかん訳で、メンテナンスをせなあかん訳ですよ、だから工事をしないといけない訳だから、工事をしないで夏だけ閉めるという選択はないという説明は分かります。その後おっしゃった、その何て言うんですか経営上の観点と言うんですかね、だからフィットネスが運営出来なくなるんじゃないかとかね、あと委託契約の関係の中身に掛かってくるとかね、まあそれはあくまで運用上の話であって、これ無くなったら無くなるんですから、業者にしてみれば全部無くなる訳ですから、ちょっとでも出来るのであればやるっていうことも有り得る訳でね、それはちょっと理由にならないかなと、ただ少なくともはっきりしたことは工事をしないで、つまり硝子のメンテナンスをしないで夏だけ止めておくという選択肢は無いと、つまり続けようと思うのであれば必ず工事はしないといけないんだなということ、まあ一応分かりました。

じゃあ開けずに運用出来るのかということ、もう全く別問題になってきますから、開けずに運用出来たとしても、出来ないというのがお答えなんですけどね、運用出来たとしてもまあ言ったらメンテナンスの為に動かさないといけ

ない、動かす為には工事をしないとイケないという理屈になりますから、ですから2点目以降の点については、再質問ということはしないんですが、えっとねちょっと難しいんですがもうちょっと分かりやすくね、例えば、今お話はいただいたんですけど、その気温が実際上がって開けないと運営が出来ないよとかいうことも含めて、この夏検証するということは無いですかね、まあその点を一応再質問とさせていただきます。その2点お願いいたします。

議長（乾一君）

はい。八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

ちょっとすいません。まずあの閉じた状態でのプールは利用は可能かということの検証ですね、検証を行えないのかということについてですが、先程はまあ検証の話までは私、踏み込んではお答え確かにしておりません。ただそういった屋根が可動する状態でも室温が38度、38.5度というようなことを実際記録しておりますので、まあ検証とはいえですね、それを実際やってみるといことになると、非常に利用者の方のまあ熱中症の心配とかもございまして、それはちょっと現実的ではないなど、危険だなという風に思いますので、それはやはりプールを運営していくのであれば、工事はもう絶対必要だという風には考えております。以上でございます。

議長（乾一君）

要望になりますけれど、瀬川議員。

瀬川覚君

あの結局まあ1点目については対応がないということなのかもしれませんが、本当に考えていただきたいのは、レールが敷かれた後で市民の皆さんから声が挙がっているということなんです。ですから本当の意味で無駄なのかと、3億

もかけるような施設ではないのかと、その点をね市民が判断出来るように、今一度考えるべきだということを強く申し述べたいという風に思います。以上です。

議長（乾一君）

他に質疑はございませんか。

江村議員。

江村淳君

柏原選出の6番議員、江村淳です。最初にお詫びを申しておきます。このクリーンピア21の余熱利用施設に関してですね、是非存続を求めたいということで、この間存続を求める市民の皆さんと行動をして参りました。その際、三市長並びに関係する議員の皆さんにですね、失礼がありましたこととお詫びをしておきます。

それでは質問に入ります。私は2月の環境事業組合議会の後、クリーンピア21の市民、利用者の想いや意見を聞いて2つの角度から今日は質問を行いたいと思います。1つ目は利用者、市民から届けられている声についてですね。どう受け止めるのかという点です。後ほど詳しく質問をいたします。2つ目はクリーンピア21を大規模改修して存続させる為の、あらゆる可能性や条件、組み尽くしてきたのかどうかと、この2点です。

第1点目についてです。環境事業組合議会2月2日に行われました、クリーンピア21の閉館を盛り込んだ令和4年度予算がこの場で決定をいたしました。そしてその後の2月9日、令和5年3月31日をもちまして閉館する方向で進んでいくことになりましたとの張り紙が、クリーンピア21の会館内に掲示をされました。そしてまた先程、瀬川議員が一部紹介をしましたが、クリーンピア21のホームページ上でも説明が書き換えられました。これを見た利用者や市民から一部に諦めの声もありましたが、経過を詳しく知りたいとか、利用者、市民の意見を聞いて欲しいとか、また投書でもありました。これ投書にありましたが親、自分、子と3代で利用させていただいています。健康の為にも、孫との楽しい一時の為にも、どうか存続していただきたいです。とても素晴らしい場所、無くしてしまうのはもったいないです。自分の為にも親の楽しみ場所でもあるクリーンピア21を奪わないでください。42才の女性の方でした。

こういう声が急速に広がりました。こうした中で利用者、市民が存続を求める団体を結成したり、要望や意見をですな三市長や環境事業組合議会議員、三市の議員に想いや願いを届けたいということで、行動を起こされました。私は2月の予算審議の際に利用者の想いや、市民の声を聞くべきだという指摘も行いました。その後の経過を見ますと、この指摘が本当に重要だったという風に実感をしています。ここで山入端管理者にお伺いいたします。管理者の元にも利用者や市民の声がたくさん届いていると聞いていますが、要望書ですとか署名ですとか、どのように受け止められておられるのか、お聞かせを願います。

議長（乾一君）

ちょっと待ってください。江村議員。今あの質問2つ言われて、そのうちの1つを管理者にという形ですね。

江村淳君

はい。

議長（乾一君）

そうですね、何か3つ目の質問みたいになってましたので。

江村淳君

1点目の詳しい説明です。

議長（乾一君）

はい。

江村淳君

次に第2点目です。利用者、市民からクリーンピア21を存続させて欲しいと考え、中には提案される方もおられます。仮にごみ焼却場を建て替える計画があれば、出来れば大規模改修に変わる工事をして、3、4年継続して使用できないのかとか、またホームページにあるように大規模改修に3億円必要なのであれば、最低限の利用料の値上げですとか、クラウドファンディングまあ工事費の募金のようなものですが、などを行って工事費を確保出来ないのかと、こういう提案までされています。

そこでお聞きいたします。これらの提案を聞いて大規模改修は避けて通れないと思いますが、その予算を確保する為に、この間可能性ですとか条件のあらゆるものを組み尽くしてきたと考えておられるのでしょうか。お聞かせをいたします。お願いします。

議長（乾一君）

はい。八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

それでは今、大きく2点ということで、2点目の部分についてお答えをさせていただきます。

あの工事費をどうやって確保するかという、その方法論について色々なことを検討してみたのかという趣旨のご質問であったという風に理解しました。ですのでそのへんに関しましては、やっぱり資金確保として例えば交付金でありますとか、補助金でありますとか、まあそういったものが適用出来るようなものはないかということは、まず一番最初には検討はしてみましたけれども、やっぱりそういったもので該当するものはないと、ただお尋ねの中にありましたクラウドファンディングですか、クラウドファンディングというのはあくまでもやっぱり投資の一種だと私は理解しておりますので、仮にお金が集まったとしても、その後の運営において投資に対する、その出資者に対するまあお返しと言いますか、出資に見合うそういうものを何か提供出来るかと言いますと、これは私共営利目的ではない施設ということですので、そもそもですので投資という考え方は合わないのかなという風に考えております。

それとまあ料金のことにつきましては単純に、先程も言いましたけれども、営利目的でないにせよですね、単に収支を整える為に利用料金を上げるのは、まあそういうことも価格差を考えれば、現実的でない価格差であるという風に思います。またそういった価格差が大きいということから、当然ながらやっぱり構成市からの負担で賄っているということになるかと思えますけれども、税の公平性の観点、前回の全員協議会でも議員からご指摘を受けた言葉でございますが、税の公平性の観点ということから、まあ限度があると、各市に分担をお願いし続けるのは限度があるという風に考えております。以上でございます。

議長（乾一君）

山入端管理者。

管理者（山入端創君）

江村議員のご質問にお答えを申し上げます。江村議員のおっしゃられる市民さんということでご意見をね、こういった中身があるということでもご説明いただきました。私の元にも多くのご意見をいただくことがあります。

今おっしゃっていただいたように、存続を求める声、片や廃止を求める声というのも、ものすごく多くいただいているのも事実でございます。そういった中で今回ご署名をいただき存続ということでね、ご署名をいただきました方の人数なんですけれども、まあ昨日時点でいただいている署名の総数が5,760筆、柏原市が1,937人分、市民の大体2.8%、羽曳野市において1,794筆、市民の1.6%、藤井寺市で949筆、人口の1.5%、そして三市の合計が4,680人、三市の人口の合計の1.9%の方でございました。そして三市以外の方が1,080筆ありまして、この1,080筆の中で大阪府外の方が254筆ございました。

皆さんのこうしたご意見の中身も拝見させていただき、我々もしっかりとその方々の思いにも応えていかなければならないという思いも、当然持ちました。そういった中で、そして市民の声ということでももちろん存続をされるのを希望されていらっしゃる方もいる、廃止を希望されていらっしゃる方もいるということで、そののところで、あと今後の運営に関してのところも、まあ前回の議会でお話させていただきました通りでございます。しっかりとそういったとこ

ろをもってこれからの市政に対して、その今回いただいた方々のお気持ちにお応え出来るように、市政にてしっかりとそここのところが賄えるように、しっかりと市政運営を行っていければなという風に考えております。

議長（乾一君）

江村議員。

江村淳君

事務局長並びに管理者、答弁ありがとうございました。あのまず管理者の山入端さんからですね答弁ありましたように、その期待に応えなければならないという想いをもっておられるというのが伺えました。

署名の内訳もですね、まあかなり詳しく分析していただいて、その気持ちですとか、願いですとか分析していただいたのかなという風に思いました。まあ特にこの署名ですとか、あの要望書というのが先程も瀬川議員からもありましたけど、その2月2日に予算が通ってからの話ですので、まあその受け止めは重いのではないのかなという風に思います。

事務局長さんからも答弁ありましたが、まあ検討はされていたと、予算決めるまでの間ですよね、大規模改修は出来ないと、大規模改修するのは費用対効果ですとか色々こう考えてですね、判断をしたということでしたけれども、やっぱりクラウドファンディングとかっていうそういう手法なんかは、私自身もその議会の前までは気が付かなかったところでした。それで恐らく、事務局長さんもそういうことはまあ難しいだろうという考えを示されましたが、そういった判断というのは、まだ無かったんだろうという風に思います。

そこでですね、再質問をしたいという風に思います。やはりあのこれ市民から意見、利用者から意見が出ていますので、もう少しこう考える必要があるのではないかという風に思います。この運動が進むにつれてですね私達も実感をしてたことですが、クリーンピア21の良さを再認識される方もおられました、過去に通っていたと思い出される方もおられました、初めてその存在を知って、なぜ広報してこなかったのか、お知らせしてこなかったのかと思われた方もたくさんおられます。やはりもっと早くから利用者や市民を信頼して説明をし、意見を聞くべきだったのではないですかと考える訳です。

そこでの質問です。まあ1点目、2点目と合わせて質問になりますが、廃止

条例を何故この時期に提案したのかということです。2月の全員協議会の中で予算審議を経てクリーンピア21は閉館が事実上決まれば、次の臨時議会、つまり今日、5月30日に廃止条例を提出すると、こういうスケジュールが示されました。何故この時期なのでしょう。その時も疑問には思いましたが、質疑をせずにきましたが、なぜ5月30日に次の臨時議会という方向を示されたのですかということです。

まあその時にも営業している人達に、どう説明するのかなどありました。本来に来年3月まで営業している最中に廃止を決めると、市民、利用者から存続に向けたこの新たな提案もされている時に、早すぎるのではないかというのが思いです。可能であれば次の11月議会、来年2月の議会、組合議会で決めるという訳にはいかないのでしょうか。そのへんの何故この時なのかということをお聞かせください。お願いします。

議長（乾一君）

はい。八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

少しお答えをさせていただいたように、あのご質問の中でですね、前回の予算審議の時に次の議会で上程させていただくということであったということで、今議員おっしゃっていただきまして、正にその通りでございまして、まあその時に次の議会では上程をさせていただきますということを申し上げておりましたので、今回の上程ということでございます。

何故今なんですかということについては、もう正におっしゃったその通り、前回の時、予算審議いただきました時に、この予算審議をもって実質的な方向性が固まるので、次の議会に上程をさせていただくということで申し上げておりましたので、今回上程をさせていただきますということでございます。以上でございます。

議長（乾一君）

はい。江村議員、要望になりますけど。

江村淳君

はい。要望です。まずは事務局長さんから説明がありましたが、今いちこう良く分からないんですが、あの前回の議会の時にですね、議会の全員協議会の時に説明があったということですが、まあこのあとの11月ですとか、2月の議会で何かこうスケジュールが決まっているのかなという風に思ったので、そういう質問をしたんですけれど、それでまあ今いち良く分かりませんでしたけれども、どちらにしても何故今日決めなければならないのかと、市民から新たな提案ですとかありましたのに、何故決める必要があるのかというのは、ちょっと疑問に感じざるを得ません。クリーンピア21の廃止を決めるべきではない、今日決めるべきではないという想いを強くいたしました。

これは繰り返しになりますが、利用者や市民の声にもう一度耳を傾けるべきではないかと考えます。今日廃止の結論を急ぐことなく時間を掛けてクリーンピア21の存続を議論すべきと、存続、廃止まあ何れにしても可能性を組み尽くして議論すべきだということを指摘、要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（乾一君）

他に質疑ございませんか。

鶴田議員。

鶴田将良君

はい。あの今2人の議員から質問がありました。まあ2月議会、全員協議会の中でもこの件に関しましては、発言もさせていただきました。私自身、まあこの当初余熱利用施設ということで、クリーンピアの建設当時から関わってきた一人として、本当にまあ三市が環境問題の理解、そして健康増進、促進ということで、本当にまあ多くの方に利用されてきて、はや22年が経とうとしております。23年ですね。そんな中でまあ今回この条例を廃止するということが上程された訳なんですけれども、本当にまあ色々な意見の中で、このプールが本当にあと5年使えるんじゃないかとか、まあそういった情報も、意見もい

ただきながら色んなことが錯綜しているように思われます。

やはり、まあ行政側としては危険が伴う部分であれば、そんな曖昧に執行も出来ませんし、我々もその部分しっかり本当にもう悩みに悩んで判断していかなければなりません。まあそういった色んな市民からの要望も含めて、本当にあと5年使えるという部分に対して、まあ理事者がどういう風にお考えなのかということと、まあクリーンピアについてのその手紙のもう一つの、先程も質問でも出ていましたが、天井の開閉はほとんどされずに運営してきていると、それでまあまあそれは本当の状況かということで、その工事費の問題も含めて、色んなご意見もいただいたかなという風に思っておりますが、私がしっかり判断していく上で、やはりまあその部分をお答えいただきたいなという風に思います。

議長（乾一君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。今、鶴田議員からご質問いただきまして、その中に要望の手紙ということでおっしゃっていただいておりますが、あの鶴田議員の所に届いた要望の手紙の中に5年使える、若しくはその天井の開閉というのは実際にはほとんどしないで運営と言いますか、まあプールを使っているんじゃないですかというようなことが書かれてあったということかと思えます。これにつきましては、まあ書かれた方が少し誤解をされている部分もあるのかと思えますので、その点についてご確認いただいているということで、再度説明させていただきます。

まあまあ今までの色々な説明の中で仮に、仮の話ですが焼却場があと15年もつとして、まあ建て替え候補地の筆頭になるという可能性が高い場所がございますので、そうなればあと5年位で更地にする必要があると申し上げたことがあります。まあそれを何処かでお聞きになった方が書かれたのかという風に思いますが、現時点では設計計画前でありまして、建設についても周辺の説明、または周辺の地域からご同意を得たとかいうことではございませんので、当然候補地という表現しか出来ておりませんが、まあ実際かなり有力な候補地であることはご理解いただけると存じます。

まあそのことが、設備としてあと5年は使えるという意味ではございません

ので、そこの所が少し取り違えをされた可能性があるのかなという風に感じております。まあ機械的には先程他の議員からの質問にもありましたように、機械的には令和5年度も使用するのであれば、やはり大規模な改修工事が必要となって参ります。機械設計、施工したまあ設置会社ですね見解として、やはりもう改修工事をせずに使い続けるということは無理ということで、作動の保証が出来ないというだけでなく、最悪の場合、まあ部品の脱落等で重大な事故に繋がる可能性も指摘されておりますので、まあその点ご理解いただきたく存じます。

また天井の開閉をほとんどしないで運営しているのではないかということですが、すけれども、まあここにも確かに冬場において開閉している所をご覧になった方というのはほとんど無いと思うんです。まあ暖かい時期には硝子張りの室内が温室のようになり、屋根を開かないととても使用できるような気温ではありませんので、夏場においては開閉状態をご覧になった方というのはいらっしゃると思います。ただ先程も少し説明させていただきましたが、季節を問わず天井部の硝子の補修については屋根を移動することで、点検歩廊を補修する所定の箇所の上にもって行って行いますので、天井の可動無しに運営することはまあ事実上不可能でございます。

まあこういった屋根を大きく動かしての補修というのは、休館日にやはり行います。人がいらっしゃる状態では行いませんので、そういう意味で一般のご利用の方の目に触れませんので、そのような誤解と言いますか、そういったような感想をお持ちなのかなという風に思いますけれども、実際には開閉はほとんどしないで運営しているというのは、少し間違いじゃないかなという風に思います。以上でございます。

議長（乾一君）

鶴田議員。

鶴田将良君

はい。まあ今答えていただきましたけれども、再質問はあと1回ということで、クリーンピアはもうこれね外見をみておりますと、本当にまあ老朽化しているのかとか、まあそういう印象も色々市民の方も受けてとられるかなという風に思っております。

まあ修繕費を掛けずに現行で行けるとこまで営業することについては、まあ本当にどうなのかという部分をね、しっかりちょっと言っていたきたいのが1つと、もう1年終了を延ばせないかという部分で、もうこれは本当に個人都合で、まあ私の中のいただいた意見の中ではありますが、私自身は、やはりまあ本当に税の公平性ということで、前回も話をさせていただきました。やはり市民の声を届けるという部分で、確信をしっかり得て前へ進めていかなあかんと思いますので、まあこの2点についてお答えいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（乾一君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。まあクリーンピアの外見上は、さほどまあ老朽化している印象を受けないということで捉えていただけてまして、これはまあ当然来場者の方にですね利用していただく施設、まあ設備と言いますか施設でございますので、当然利用される方の目の触れる所でありますとか、若しくは実際触られるような所ですね、まあこういった所はやっぱり事故が起きないように、また快適にご利用いただけるようにということで、常に綺麗に、若しくは危なくない状態に保つ努力はしております。

ただ建設後23年も経過しておりますので、機械部分については相当なダメージを受けておりまして、これ以上修理せずに使い続けるということは、もう出来ない状況でございます。また行けるとこまで行ってというような表現も少しいただきましたけれども、まあ使っている間は使い、故障したらその時閉めるという考え方は、やはりフィットネスクラブやその他委託業者の方々との契約上の問題もありますし、突然明日から動きませんというようなことは、やはりご利用の皆さんに一番迷惑を掛けることになると思いますので、まあこれは、もう施設を管理する側といたしましては、まあ閉館というのはやはり時期をしっかりと想定して、予定を立てて終了するという終わり方でないといけないという風に思います。ですので、まあ行けるとこまでという言葉は分かりますが、やはりそのところは時期を設定して予定をしてということで、私共としては考えております。

まあもう1年、あと1年何とかということですが、これはもう先程の説明とまあ繰り返しになるかも知れませんが、やっぱり機械をメンテナンスを実施していただいている設置会社の見解として、改修工事無しにもうこれ以上使い続けることは、危ない、無理だということですので、開けたけど閉まらんとか、まあそういう作動の保証が出来ないということのみならず、本当に最悪の場合事故に繋がる可能性も否定出来ないということですので、ですからこれはもう令和5年度も使用するということであれば、大規模改修が必ず必要であるという風に考えております。まあその点について予算の時にご審議いただいて、改修はしないということでご決定いただいたのかなという風に思っておりますので、これはもう令和4年度末まででということ、お考えいただければと思っております。以上でございます。

議長（乾一君）

鶴田議員。

鶴田将良君

はい。あの本当にまあ5年度以降も使用していくのであれば、大規模改修がもう絶対必要だと、今までやはりあのこんな事故もありました、屋根が落ちてくるということですね、まあその度にあれですけども、今後はということでは本当に相当のお金を掛けていかんことには、やはり市民の安全確保やそういう風な部分では、無責任なことはやっていかれへんから大規模改修が必要なんだという風に、まあ捉えたいなという風にも思っております。

まああの1年で8,000万から各市1億、大規模改修で3億円のお金ということで、やはりまあこの部分、あの今まででしたら本当にまあ湯水のようにねお金もあってということで、色んなことを市民サービスの向上ということで、やってきましたけども、本当にまあやむを得ないんだということで、私も市民から色々意見を聞きながら苦しみに悩んで参りました。また他市の議員とも話しながら、ポストを覗いたらもうこういうね葉書が入っていて、まあちょっと恐怖にも思うような部分で、本当に切実な願いも聞かせていただきました。

しかしながら、これを実行していけば何かを犠牲にしていかなあかんというのが、今の世の状況かなという風にも思っております。三市共やはり財政が豊かではありませんし、やはり今後この環境問題で言えば、今柏原にある山の処

分場、これは本来でしたら今年度がもう一杯になって、次の最終処分地を見つけていかなあかんという部分でね、あったかなという風に思っております。ただこれが人口の減少とね、市民の協力でごみの減少で、まだあとね最終処分場もあと10年位もつとということで、ご判断のご意見もいただいておりますけれども、そんなんもすぐやっぱり次のこと、次のことということでね、まあ考えていかなあかん中でこの環境問題、総じてあの本当に待ったなしの問題でありますし、まあ本当にプールの継続ということで、僕も普通に何らこの環境問題、色んな支障がなければ、市民の皆さんの環境の理解と健康促進という部分で、やっていけるに越したことはない訳なんですけれども、やはりまあ、こういった現実のお金の問題という部分では、本当に苦渋の決断をしていかざるを得ないという風に、まあ理事者の答弁をいただきながら感じたところであります。

本当に将来色んな部分で考えていかなあかん部分で、この気持ちはもの凄く私も痛い程伝わりましたけれども、やはり何を優先していくのかという風な部分では、本当に厳しい、まあ理事者側からも本当にそういった三市が相当考えて出されてこられたものだという風に思っておりますので、まあこの部分に関しましては、この廃止条例の提案に関して理解いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

議長（乾一君）

他に質疑ございませんか。

はい。大木議員。

大木留美君

あの本会議でも、今日でも確認はさせていただいているんですけど、敢えて再度確認させていただきます。あの組合議員への説明が10月5日であったのは何故でしょうか、もっと早くに説明を始めていただけなかったのかお伺ひいたします。

議長（乾一君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

まあ一番最初に組合議員の方に説明をさせていただく機会が10月5日、これは柏原市議会の選出の議員の方に説明をさせていただいた訳でございますが、まあこの10月5日というのは、何故10月5日であったのかということでございますが、令和3年度の柏羽藤環境事業組合の当初予算、予算案ですねこれを作成する時期に当然ながら財政査定、理事者査定という色んな段階を踏んでいく訳でございますが、その理事者査定でまあクリーンピア関連の大規模工事費が先送りとなったものでございます。

この時点での先送りですね、まあ当時はコロナの状況もありましてですね、まあ丁度その年度内にどれ位クリーンピアが臨時休館になるのかとか、まあどれ位ご利用者様に利用していただける期間があるのか、全く不透明な状況でございますが、まあそういった事情もありまして次年度以降にと先送りになった訳でございますが、前回の時にも説明させていただきましたが、設置業者さんの方からですね、もうその実際次の年度に入りましてこれ以上先送りは無理だということで、私共も説明を受けてこれは管理者に説明をさせていただかなあかんということで、管理者会議を開いていただきました。これが6月のことです。そこで管理者に資料の整理等を行い、再度話し合おうということその時は決めていただきまして、実際日程調整が叶いまして2回目の管理者会議を開いていただいたのが9月27日でございます。

そこでの管理者会議で、もう出来るだけ直ぐに組合議員の皆様への説明を始めなあかんということで指示を受けまして、最短の日程でとらせていただいたのが10月5日、これ何故10月5日であったかと言いますと、丁度これが柏原市議会で環境事業組合議員の選出が行われた日でございます。まあ大変失礼かとは思いましたが、柏原市議会選出議員さんが決まられるのを待って、出てこられた議員の先生方にちょっとお時間頂戴いたしたいということで、無理をお願いいたしまして別室で説明をさせていただいたと、まあこれが一番最初でございますが、その後同じような形で10月7日に藤井寺市、10月12日に羽曳野市ということで、順に説明をさせていただいたと、まあその一番最初が10月5日の柏原市と、まあ10月5日というのはそういうことでございます。以上でございます。

議長（乾一君）

大木議員。

大木留美君

クリーンピア21の敷地は次の建て替え用地であることを、何故はっきり説明していただけないのかお伺いいたします。

議長（乾一君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

これも先程の説明と少し被る部分があるかも知れませんがご容赦ください。あの焼却工場を建設する時ですね、この今の工場の建設時ということですので、昭和の終わりからまあ平成の初め位の時期ですけれども、その時にまあそのような構想と言いますか、展望と言いますか、そういったものがあつたことは少し聞き及んではいます。まあ実際に次の焼却工場の建て替えがまだ計画されていない段階でございますので、今ここでですね、建設予定地はここですよと申し上げることが出来ないということでございます。

ただ様々な要因から候補地の筆頭であろうことは間違いないという風には考えておりますので、そういう風に説明をさせていただいてきたという風に思います。まあ建設予定地の決定には、今後、環境事業組合の立てる地域計画の策定、それから地域計画が策定になりました暁には長寿命化計画ですね、そういったものを作成しまして、そこでまあ長寿命化計画ということで、既に寿命がこのへんまで延ばせるという計画を立てている訳でございますので、当然ながら具体的な建設目標となる年度が明らかになってくるのも、その中で明らかになってくると見込んでおります。ですので、まあそのようなプロセスが進んで行く中、建設計画が策定されていくことと考えております。まあその時には建設予定地ということも決定していくのではという風には考えておりますが、あくまで現時点では、まだちょっとその計画策定前でございますので、候補地という表現をさせていただいております。そういうことでございます。以上で

ざいます。

議長（乾一君）
大木議員。

大木留美君

ありがとうございました。候補地ということであの当初、本会議のところで私の中ではそちらの方に予定地なんだという形の思いもございました。ただ今回の趣旨に関しては、クリーンピア21の存続の工事費のかなりのお金が掛かるということも理解いたしました。その中であと15年あるとか言っても、本当に直ぐ訪れてくると思います。しっかりと段取りを組んで、しっかりと一つずつ説明していただきながら、皆様に納得をしていただけるようなそういう風な事業計画を立てていただければと思います。以上でございます。

議長（乾一君）

他に質疑はございませんか。

ありませんか、はい。それでは質疑を終結いたします。

ここで討論の申し出が出ておりますので、まず反対討論者を許可します。

江村淳議員。

江村淳君

はい。江村淳でございます。この議案第6号、柏羽藤環境事業組合余熱利用施設設置条例を廃止する条例について、反対の立場即ちクリーンピア21の存続を求める立場から討論を行います。

既に、2月の環境事業組合議会でクリーンピア21を令和4年度末で事実上閉館にする予算が多数で可決をされ、今日の廃止する条例で最終決定となります。しかし、予算を決めた後の利用者や市民の皆さんのその思いや意見に耳を傾けて立ち止まる必要があると強く実感しております。環境事業組合として

利用者に市民に説明することなく廃止という大事な判断をして良いのでしょうか。

令和4年度予算への賛成、反対の立場には関わらず、先程も議論がありました。改めてこの間の経過を振り返って質問もありました。質疑もありました。そういう賛成、反対の立場には関わらず、またクリーンピアそのものを存続させるか、廃止するか、この立場に関わらず今日の判断を先送りにすべきではないでしょうか。いわば、今日の廃止ではなく保留という考えは必要なのではないのでしょうか。クリーンピアの存続を求める議員も保留とお考えの議員も、廃止条例に反対の態度を示されるように、お願いを申し上げまして、余熱利用施設設置条例を廃止する条例に反対の討論といたします。

議長（乾一君）

次に賛成の討論の議員ございますか。

はい。河井計実議員。

河井計実君

藤井寺市の河井計実です。議案第6号、柏羽藤環境事業組合余熱利用施設設置条例を廃止する条例について、賛成の立場で討論いたします。

余熱利用施設設置条例を廃止する条例に反対されているようですが、私の意見といたしまして、このクリーンピア21に、平成10年からこれまで23年間で三市の税金で約40億円のお金を投じてきた訳であります。もうこれ以上の工事費をつぎ込むべきことではないと考えております。限られた利用者に対し、多額の大規模修繕工事費を投じるのは、税の公平性、費用対効果の観点から市民の賛同を得られないと思います。

従いまして、余熱利用施設設置条例を廃止する条例案は賛成であると申し述べます。以上でございます。

議長（乾一君）

次に反対討論として討論ございませんか。

瀬川議員。

瀬川覚君

はい。議案第6号、柏羽藤環境事業組合余熱利用施設設置条例を廃止する条例について、反対の立場から討論させていただきます。反対理由は2点大きくあります。

1つはこの間の過程についてでございます。対市民については質疑の際に述べました。まあ、廃止のルールが敷かれた後から市民が何故だという声を上げたと、署名も5,600筆を超える署名と、失礼しました5,760筆という風にお聞きしております。ご紹介がありました。

まあこうしたことからそうなんです、もう1点、私共議員に対してもですね、この知らされる過程というのが非常にあのプロセスとして、非常に駄目だということをはっきりとこの際申し上げておかないといけません。と言いますのも管理者、副管理者の間でこの件が最初に検討されたのが、6月とお聞きしております。しかし、本来であればその工事はいずれ必要になってくるといのが分かっていた訳ですから、正に計画的に考えるのであればね、この工事どうするかというのは、それ以前から議論されてないとおかしいんですね、だとするならば、正に組合議会議員が選出、改選される前にそれぞれの市議会にも知らせておかないといけません問題だったと、そういった過程を踏まえても非常に駄目だと言わざるを得ないということを強く指摘したいと思いません。

2点目です。これはですね1点目とも重なるんですが、市民の声に誠実に向き合うという点で全く不十分だという点であります。山入端管理者からこの間の署名についてね、受け止めをお聞かせいただいております。まあその中で全人口比で見ますと、まあ数%ということは事実だろうと思えます。まあしかし逆にですね、この大規模改修工事、3億円なるものが、じゃあ柏原、藤井寺、羽曳野三市の全人口で割りますと、まあ5、6年使うとしてですよこれを、一体年間1人なんぼの負担になるのかと、そのことが費用対効果で考えて無駄だと、そんな金出たくないという判断を市民に仰いだのかということと言うと、そういうことはしてないですよ。

まあそういったことも考えても、この廃止条例を今ここで決めるのは駄目だという風な立場で反対とさせていただきます。まあこの間工事は是非について、或いは何故必要なのかについて、或いは運用の仕方について市民の皆さんからの声に基づいて、まあ知っていることも含めて、ここで改めて議論させていただきましたけれども、まあこの点で分かったことは、はっきりし

ていることは、工事はしないと続けられないんだということは、はっきりしております。ですから、その工事をしっかりと行ってですね、場所としては後5、6年は使える訳ですから、これはこの議会ではっきりしている訳ですから、そのことを強く要望して反対討論とさせていただきます。

議長（乾一君）

他に討論はございませんか。

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは起立により採決いたしたいと思えます。

本件を原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

議長（乾一君）

ご着席ください。

起立多数であります。

よって議案第6号、柏羽藤環境事業組合余熱利用施設設置条例を廃止する条例については、原案どおり可決することに決しました。

これにて議会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。よって令和4年柏羽藤環境事業組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

最後に管理者からご挨拶を受けます。

山入端管理者。

管理者（山入端創君）

第1回臨時議会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、組合議員の皆様におかれましては、提出いたしました議案について慎重なるご審議を賜りご承認いただきましたことを厚くお礼申し上げます。本日、皆様からいただきましたご意見につきましては、しっかりと受けとめさせてい

ただき、今後の組合運営の推進に取り組んで参りますので、議員各位におかれましても、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、議員皆様方におかれましてもこれから各市の6月議会を控え、何かとお忙しい時期を迎えられることと存じます。お体には御自愛いただき、御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（乾一君）

ご苦勞様でした。

柏羽藤環境事業組合議会

議長 乾 一

会議録署名議員

2番 河井 計実

3番 大坪 正尚